



東村山税務署からの
お知らせ

還付申告は、2月13日(金)以前でも
受け付けています(土・日曜日、祝日を除く)

確定申告はご自分で 作成して提出はお早めに!!

平成26年分の「所得税及び復興特別所得税(以下、所得税)」の確定申告の相談、申告書の受け付け・納税は、
2月16日(月)～3月16日(月)です

※2月13日(金)以前は、少人数で対応しているため、相当な時間をお待ちいただくことがあります。
※「消費税及び地方消費税(以下、消費税)」の申告と納税は、3月31日(火)まで、贈与税の申告と納税は、2月2日(月)～3月16日(月)です。

東村山税務署

(〒189-8555東村山市本町1-20-22・☎042-394-6811)
東村山税務署では、1月から駐車場が使用できません。お車での来署はご遠慮ください。

日曜窓口開設

土・日曜日、祝日は閉庁日ですが、税務署では、2月22日(日)・3月1日(日)に限り、確定申告書作成のアドバイスおよび申告書の受け付けを行います。なお、当日は、国税の領収は行っていません。

便利で安心な振替納税のご利用を

確定申告による所得税および個人事業者が納付する消費税は、金融機関や税務署の窓口での納付以外に、金融機関の預貯金口座からの振替納税がご利用になります。

平成26年分確定申告書の振替納付日

- ・所得税：4月20日(月)
- ・消費税：4月23日(木)

また、電子納税をご利用になると、自宅やオフィスなどのインターネットを経由して納付できます。詳細は、税務署管理運営部門へお問い合わせください。

「にせ税理士」にご注意を!

納税者の依頼による税務代理、税務書類の作成および税務相談を、税理士資格のない者が行うことは税理士法によって禁止されています。税務書類の作成の依頼は、正規の「税理士」に依頼しましょう。

にせ税理士の情報は税務署総務課へ、税理士に関するお問い合わせは、東京税理士会東村山支部(☎042-394-7038)へ

税理士による無料申告相談

東京税理士会所属の税理士による無料申告相談です。小規模納税者の所得税・個人消費税、年金受給者・給与所得者の所得税の申告(土地・建物・株式などの

譲渡所得のある場合を除く)のアドバイスを行っています。申告書などの提出のみの場合は、直接税務署に提出(郵送可)してください。

※所得金額が高額な方や相談内容が複雑な方は、税務署をご利用ください。
※お車での来場はご遠慮ください。

税理士による無料申告相談

場所	防災センター6階
日程	2月9日(月)～13日(金) ※11日(祝)を除く
受付時間	午前9時30分～11時30分 午後1時30分～3時30分

※受付時間は、混雑の状況により早く締め切る場合があります。特に、初日の午前中は大変混雑します。

持筆記用具、計算器具、申告書の控え(前年申告した場合のみ)

※申告に必要な添付書類がある場合はご持参ください。

復興特別所得税の計算をお忘れなく

平成25～49年分の各年分については、復興特別所得税を所得税と併せて申告・納税することとされています(還付申告でも計算が必要です)。

復興特別所得税の額は、各年分の基準所得税額(原則としてその年分の所得税額)に2.1%の税率を乗じた額です。また、平成25年1月1日～平成49年12月31日の間に生じる所得については、源泉所得税が徴収されている場合には、復興特別所得税が併せて徴収されています。

国外財産調書の提出

平成26年12月31日において、価額の合計額が5,000万円を超える国外財産を有する方は、3月16日(月)までに「国外財産調書」を提出しなければなりません。なお、提出がなかった場合や正しく記載

されていない場合には、加算税の加重措置が適用されるほか、罰則が適用される場合がありますのでご注意ください。

平成26年1月から、
記帳・帳簿などの保存制度の
対象者が拡大されました

個人の白色申告者のうち、前々年分または前年分の事業所得・不動産所得・山林所得の合計額が300万円を超える方に必要とされていた記帳と帳簿書類の保存が、これらの所得を生ずべき業務を行う全ての方(所得税の申告の必要がない方も含む)について、平成26年1月から同様に必要になりました。

記帳・帳簿などの保存制度や記帳の内容の詳細は、国税庁HPをご覧ください。詳細は、東村山税務署にお問い合わせください。

確定申告はインターネットで 国税電子申告・納税システム(e-Tax)

税務署に出掛けなくても、国税の申告や納税が自宅やオフィスでできる便利でうれしいサービスです。所得税のほか消費税・贈与税もe-Taxで申告できます。

e-Taxご利用のメリット

- ①自宅からネットで申告
国税庁HP内の「確定申告書等作成コーナー」で作成した申告書を直接電子申告することができます。
- ②添付書類の提出省略
医療費の領収書や源泉徴収票などは、その記載内容(病院などの名称、支払金額^{※2})を入力して送信することにより、提出または提示を省略することができます(確定申告期限から5年間、税務署から書類の提出または提示を求

- められることがあります)。
- ③還付がスピーディー
e-Taxで申告された還付申告は、早期処理しています(3週間程度に短縮)。
- ④24時間いつでも利用可能
確定申告書の送信(提出)は、平日の午前8時30分～午前0時、1月13日(火)～3月16日(月)は、祝日などを含めて24時間ご利用になれます。税務署が閉まっている時間でも申告書の送信(提出)ができます(メンテナンス時間の毎週月曜日午前0時～8時30分を除く)。

詳細は、e-TaxHPまたはヘルプデスクでご確認ください。
e-TaxHP <http://www.e-tax.nta.go.jp/>
☎ヘルプデスク(☎0570-01-5901 または☎03-5638-5171)
■ヘルプデスク受付時間
3月16日(月)までの平日および2月22日、3月1日・8日・15日の日曜日は、午前9時～午後8時
※3月17日(火)以降は、平日午前9時～午後5時

Q&A

パート収入・公的年金収入と税

Q 私はパート収入のみですが、いくらまでなら税金がかからず、夫の扶養親族になれますか?

A 給与収入100万円以下なら、所得税も市民税・都民税もかからず、扶養親族の対象となります。給与収入が100万円を超え103万円以下の場合は、市民税・都民税がかかることもあります。扶養親族の対象になります。給与収入・公的年金収入の場合は、次のようになります。

給与収入のみの場合

	収入金額	課税・非課税の別		配偶者控除・扶養控除の対象
		所得税	住民税	
パート(給与)収入	100万円以下	非課税	非課税	該当
	100万円を超え103万円以下	非課税	課税(※1)	該当
	103万円を超える	課税(※2)		非該当

※1…障害者・寡婦・寡夫・未成年者は204万4,000円未満は非課税
また扶養親族数により非課税となる場合あり
※2…控除額が総所得金額等を超える場合は非課税

公的年金(雑所得)のみの場合

	収入金額	課税・非課税の別		配偶者控除・扶養控除の対象	
		所得税	住民税		
公的年金収入	65歳未満(昭和25年1月2日以後生まれ)	105万円以下	非課税	非課税	該当
	105万円を超え108万円以下	非課税	課税(※3)	非該当	
		108万円を超える			課税(※5)
65歳以上(昭和25年1月1日以前生まれ)	155万円以下	非課税	非課税	該当	
	155万円を超え158万円以下	非課税	課税(※4)	該当	
		158万円を超える			課税(※5)

※3…障害者・寡婦・寡夫は216万6,667円以下は非課税
また扶養親族数により非課税となる場合あり
※4…障害者・寡婦・寡夫は245万円以下は非課税
また扶養親族数により非課税となる場合あり
※5…控除額が総所得金額等を超える場合は非課税

◆市民税課 ☎(☎042-460-9827・9828)